

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由								
	第1章 総則	第1章 総則									
	第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等										
5	<p>第3 予測される影響等</p> <p>1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、（略）</p>	<p>第3 予測される影響等</p> <p>1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、（略）</p>	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化								
	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲									
8	<p>別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</p> <table border="1" data-bbox="293 876 983 1045"> <tr> <td>事業所名</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※敦賀発電所1号炉、美浜発電所1・2号炉、大飯発電所1・2号炉および新型転換炉原型炉ふげんは、冷却告示（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号、平成30年2月15日原子力規制委員会告示第3号および令和2年12月16日原</p>	事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市	(略)	(略)	<p>別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</p> <table border="1" data-bbox="1064 876 1753 1045"> <tr> <td>事業所名</td> <td>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※敦賀発電所1号炉、美浜発電所1・2号炉、大飯発電所1・2号炉および新型転換炉原型炉ふげんは、冷却告示（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表ヘ及びチ並びに第十四条の表ヘ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号、平成30年2月15日原子力規制委員会告示第3号および令和</p>	事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市	(略)	(略)	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化
事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市										
(略)	(略)										
事業所名	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市										
(略)	(略)										

頁	修正前	修正後	修正理由
	子力規制委員会告示第 12 号)) によりUPZが5km となったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。	2年 12 月 16 日原子力規制委員会告示第 12 号)) によりUPZが5km となったことから、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市はない。	
	第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル	第7節 緊急事態区分および緊急時活動レベル	
	第1 基本的な考え方		
9	<p>3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の<u>主な防護措置</u>の準備を開始し、(略)</p>	<p>3 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の<u>予防的防護措置</u>の準備を開始し、(略)</p>	原子力災害対策指針の改定(令和3年7月21日)に伴う修正
	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	第9節 防災関係機関の事務または業務の大綱	
10	<p>1 滋賀県</p> <p>(1) 滋賀県防災会議に関する事務</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収</p> <p>(4) <u>原子力防災専門官</u>との連携</p> <p>(略)</p>	<p>1 滋賀県</p> <p>(1) 滋賀県防災会議に関する事務</p> <p>(2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収</p> <p>(4) <u>原子力防災専門官および上席放射線防災専門官</u>との連携</p>	記載の適正化

頁	修正前	修正後	修正理由																
14	<p>10 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="241 209 981 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 209 488 244">機 関 名</th> <th data-bbox="488 209 981 244">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 244 488 300">(略)</td> <td data-bbox="488 244 981 300">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 300 488 826"> 関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん] </td> <td data-bbox="488 300 981 826"> (1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害中長期対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 826 488 874">(略)</td> <td data-bbox="488 826 981 874">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん]	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害中長期対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	(略)	(略)	<p>10 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1012 209 1751 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 209 1258 244">機 関 名</th> <th data-bbox="1258 209 1751 244">処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 244 1258 300">(略)</td> <td data-bbox="1258 244 1751 300">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1012 300 1258 826"> 関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん] </td> <td data-bbox="1258 300 1751 826"> (1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1012 826 1258 874">(略)</td> <td data-bbox="1258 826 1751 874">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	(略)	(略)	関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん]	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	(略)	(略)	<p>記載の適正化 (原子力事業者防災業務計画の記載を引用)</p>
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん]	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害中長期対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力																		
(略)	(略)																		
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																		
(略)	(略)																		
関西電力株式会社 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 [高速増殖原型炉 もんじゅ 新型転換炉原型 炉ふげん]	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (中略) (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力																		
(略)	(略)																		
	第2章 災害事前対策	第2章 災害事前対策																	
	第6節 災害応急体制の整備	第6節 災害応急体制の整備																	
	第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備																	

頁	修正前	修正後	修正理由
23	<p>■ 地方本部体制</p> <p>災害警戒地方本部</p> <pre> graph TD A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[本部長] C --- D[地方本部事務局] style A stroke:#f00,stroke-width:2px style B stroke:#f00,stroke-width:2px style C stroke:#f00,stroke-width:2px style D stroke:#f00,stroke-width:2px </pre> <p>(地域防災監)</p> <p>(副地域防災監)</p> <p>(地方本部長が定めるもの)</p>	<p>■ 地方本部体制</p> <p>災害警戒地方本部</p> <pre> graph TD A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[本部長] C --- D[地方本部事務局] style A stroke:#f00,stroke-width:2px style B stroke:#f00,stroke-width:2px style C stroke:#f00,stroke-width:2px style D stroke:#f00,stroke-width:2px </pre> <p>(地域防災危機管理監)</p> <p>(副地域防災危機管理監)</p> <p>(地方本部長が定めるもの)</p>	名称の変更
24	<p>■ 地方本部体制</p> <p>災害対策地方本部</p> <pre> graph TD A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[地方本部連絡員] C --- D[各班] style A stroke:#f00,stroke-width:2px style B stroke:#f00,stroke-width:2px style C stroke:#f00,stroke-width:2px style D stroke:#f00,stroke-width:2px </pre> <p>本 部 員 会 議</p> <p>地域防災監 副地域防災監 健康福祉事務所長（保健所長） 県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 農業農村振興事務所長 警察署長 流域下水道事務所長</p>	<p>■ 地方本部体制</p> <p>災害対策地方本部</p> <pre> graph TD A[本部長] --- B[副本部長] B --- C[地方本部連絡員] C --- D[各班] style A stroke:#f00,stroke-width:2px style B stroke:#f00,stroke-width:2px style C stroke:#f00,stroke-width:2px style D stroke:#f00,stroke-width:2px </pre> <p>本 部 員 会 議</p> <p>地域防災危機管理監 副地域防災危機管理監 健康福祉事務所長（保健所長） 県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 農業農村振興事務所長 警察署長 流域下水道事務所長</p>	名称の変更

頁	修正前	修正後	修正理由
	第7節 避難収容活動体制の整備	第7節 避難収容活動体制の整備	
	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	第3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	
29	<p>1 県がとる措置</p> <p>② 市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言する。</p> <p>その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。</p>	<p>1 県がとる措置</p> <p>② 市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言する<u>とともに、個別避難計画を作成するよう働きかける。</u></p> <p>その際には、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」ならびに「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考にする。</p>	災害対策基本法改正に伴う修正。
	第6 住民等の避難状況の確認体制の整備	第6 住民等の避難状況の確認体制の整備	
30	<p>県は、関係周辺市が屋内退避または避難のための立ち退きの<u>勧告または指示</u>等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言する。</p>	<p>県は、関係周辺市が屋内退避または避難のための立ち退きの<u>指示</u>等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係周辺市に対し助言する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。</p> <p>「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>
	第9 避難所等・避難方法等の周知	第9 避難所等・避難方法等の周知	
30	<p>第9 避難所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避</p>	<p>第9 避難所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、関係周辺市に対し、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避</p>	原子力災害対策特別措置法の改正による修正。

頁	修正前	修正後	修正理由																														
	の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、 <u>屋内での退避等の安全確保措置</u> を講ずべきことにも留意するものとする。	の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、 <u>緊急安全確保措置</u> を講ずべきことにも留意するものとする。																															
	第11節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備	第11節 救助・救急、医療および防護資機材等の整備																															
	第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備	第3 医療活動用資機材および原子力災害医療体制等の整備																															
34	別表2 滋賀県原子力災害医療体制 <table border="1" data-bbox="257 608 918 956"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害拠点病院</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子力災害医療協力機関</td> <td>1 市立大津市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2 草津総合病院</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 済生会滋賀県病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	所在地	原子力災害拠点病院	(中略)	(中略)	原子力災害医療協力機関	1 市立大津市民病院	(略)	<u>2 草津総合病院</u>	(略)	3 済生会滋賀県病院	(略)	(中略)	(中略)	別表2 滋賀県原子力災害医療体制 <table border="1" data-bbox="1028 608 1688 956"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害拠点病院</td> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子力災害医療協力機関</td> <td>1 市立大津市民病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2 淡海医療センター</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 済生会滋賀県病院</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	所在地	原子力災害拠点病院	(中略)	(中略)	原子力災害医療協力機関	1 市立大津市民病院	(略)	<u>2 淡海医療センター</u>	(略)	3 済生会滋賀県病院	(略)	(中略)	(中略)	病院名の変更
区分	機関名	所在地																															
原子力災害拠点病院	(中略)	(中略)																															
原子力災害医療協力機関	1 市立大津市民病院	(略)																															
	<u>2 草津総合病院</u>	(略)																															
	3 済生会滋賀県病院	(略)																															
	(中略)	(中略)																															
区分	機関名	所在地																															
原子力災害拠点病院	(中略)	(中略)																															
原子力災害医療協力機関	1 市立大津市民病院	(略)																															
	<u>2 淡海医療センター</u>	(略)																															
	3 済生会滋賀県病院	(略)																															
	(中略)	(中略)																															
	第14節 行政機関の業務継続計画の策定	第14節 行政機関の業務継続計画の策定																															
37	県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの <u>勧告または指示</u> を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、(略)	県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの <u>指示</u> を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、(略)	災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。																														

頁	修正前	修正後	修正理由
	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	
	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	
41	<p>2 警戒事態が発生した場合</p> <p>(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡する。</p>	<p>2 警戒事態が発生した場合</p> <p>(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡する。</p>	原子力事業者防災業務計画にあわせた記載の適正化
41	<p>(2) 原子力規制委員会は、(中略)</p> <p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者<u>は次に掲げるものをいう。</u></p> <p>○ <u>要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p>○ <u>要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの（イ）（ア）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p>	<p>(2) 原子力規制委員会は、(中略)</p> <p>(注) 施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者<u>とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</u></p> <p>○ <u>要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（口またはハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</u></p> <p>○ <u>妊婦、授乳婦、乳幼児および乳幼児とともに避難する必要のある者</u></p> <p>○ <u>安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者</u></p>	原子力災害対策指針の改定（令和3年7月21日）に伴う修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動	
45	3 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこれに協力する。	3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画 国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこれに協力する。	緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）にあわせた記載の適正化
	第3節 活動体制の確立	第3節 活動体制の確立	
	第10 原子力被災者生活支援チームとの連携	第10 原子力被災者生活支援チームとの連携	
52	(略) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、 <u>環境モニタリング</u> の総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	(略) 県は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、 <u>環境放射線モニタリング</u> の総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化
52	(新規)	<u>第11 原子力事業者との連携</u>	
52	(新規)	<u>県は、必要に応じ原子力事業者に以下の緊急事態応急対策に係る応援を求めるものとする。</u> <u>また、要請を受けた原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。</u> ・ <u>発電所内の状況に関する情報提供、環境放射線モニタリング、避難中継所運営を支援する要員の派遣、輸送手段の提供</u> ・ <u>その他県および関係周辺市が実施する緊急事態応急対策</u>	訓練をとおして確認してきた、原子力事業者防災業務計画に基づく連携体制等を明記

頁	修正前	修正後	修正理由																																					
53	第11 防災業務関係者の安全確保	第12 防災業務関係者の安全確保	第3章 第3節 第11 原子力事業者との連携 の新設による修正																																					
	第5節 避難、屋内退避等の防護措置	第5節 避難、屋内退避等の防護措置																																						
	第2 防護措置基準	第2 防護措置基準																																						
56	別表3 防護措置基準 O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針 より ）	別表3 防護措置基準 O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針 を基に滋賀 県で一部修正 ）	原子力災害対策指針に あわせた記載の適正化																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>O I L 1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td> β線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) </td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td> </tr> <tr> <td>早期防護措置</td> <td>O I L 2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	(略)			O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難 基準 に基づいて避難した避難者等 をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	早期防護措置	O I L 2	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>O I L 1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>O I L 4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td> β線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) </td> <td>避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニング（避難退域時検査）を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>早期防護措置</td> <td>O I L 2</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	緊急防護措置	O I L 1	(略)			O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難 又は一時移転 の基準に基づいて避難 等 した避難者等 にスクリーニング（避難退域時検査）を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	早期防護措置	O I L 2	(略)		
	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																																				
緊急防護措置	O I L 1	(略)																																						
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難 基準 に基づいて避難した避難者等 をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。																																				
早期防護措置	O I L 2	(略)																																						
	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要																																				
緊急防護措置	O I L 1	(略)																																						
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難 又は一時移転 の基準に基づいて避難 等 した避難者等 にスクリーニング（避難退域時検査）を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																																				
早期防護措置	O I L 2	(略)																																						

頁	修正前	修正後	修正理由
57	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、(中略)… また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。</p>	<p>第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>3 県は、全面緊急事態に至ったことにより、(中略)… また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、もしくは超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>
58	<p>4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。</p>	<p>4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
59	<p>第5 避難所等</p> <p>5 <u>県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、<u>異性</u>の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、<u>安全で清潔な男女別トイレ</u>、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>女性による配布</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に<u>努めるよう促す。</u></p>	<p>第5 避難所等</p> <p>5 <u>各避難所運営者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。</u>特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、<u>他者</u>の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、<u>清潔で誰でも安心して使えるトイレ</u>、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の<u>配布方法の工夫</u>、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に<u>努める。</u> <u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</u> <u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の改正に合わせ、新たに性暴力・DV防止のための取組を追加</p> <p>風水害対策編および震災対策編の修正内容を踏まえた修正</p>
61	<p>第9 要配慮者への配慮</p> <p>2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告または指示</u>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。</p>	<p>第9 要配慮者への配慮</p> <p>2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>指示</u>があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
62	<p>3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告または指示</u>等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。</p>	<p>3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>指示</u>等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させる。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正</p>
	<p>第10 学校等施設における避難措置</p>	<p>第10 学校等施設における避難措置</p>	
62	<p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告または指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市町に対し速やかにその旨を連絡する。</p>	<p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市町に対し速やかにその旨を連絡する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>
	<p>第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p>	<p>第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p>	
62	<p>駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>勧告または指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。</p>	<p>駅その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの<u>指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第 12 警戒区域の設定、 <u>避難の勧告・指示</u> の実効を上げるための措置	第 12 警戒区域の設定、 <u>避難指示</u> の実効を上げるための措置	
62	<p>県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町長が設定した警戒区域または避難を<u>勧告もしくは指示</u>した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、<u>避難勧告または指示</u>の実効を上げるために必要な措置をとる。</p>	<p>県は、現地対策本部、関係機関等と連携し、市町長が設定した警戒区域または避難を<u>指示</u>した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、<u>避難指示</u>の実効を上げるために必要な措置をとる。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>
	第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置	第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置	
	第 1 避難先への退避	第 1 避難先への退避	
71	<p>県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>勧告または指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。</p> <p>なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。</p>	<p>県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの<u>指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。</p> <p>なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>
	第 3 市町業務継続のための支援	第 3 市町業務継続のための支援	
72	<p>県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの<u>勧告または指示</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<u>勧告または指示</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。</p>	<p>県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの<u>指示</u>を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該<u>指示</u>を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う原子力災害対策特別措置法の改正による修正。 「避難勧告又は避難指示」から「避難指示」のみへの一本化を踏まえた修正。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由								
88	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 加圧水型軽水炉 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="257 300 981 687"> <tr> <td data-bbox="257 300 766 443">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="766 300 981 443">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 443 766 687">(略) ⑩燃料覆管障壁<u>もしくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁<u>もしくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> <td data-bbox="766 443 981 687">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略) ⑩燃料覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 1. 加圧水型軽水炉 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1028 300 1751 687"> <tr> <td data-bbox="1028 300 1536 443">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1536 300 1751 443">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1028 443 1536 687">(略) ⑩燃料覆管障壁<u>若しくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁<u>若しくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> <td data-bbox="1536 443 1751 687">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略) ⑩燃料覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要										
(略) ⑩燃料覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)										
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要										
(略) ⑩燃料覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)										
91	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (中略) 2. ナトリウム冷却型高速炉 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="257 911 981 1347"> <tr> <td data-bbox="257 911 810 1054">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="810 911 981 1054">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 1054 810 1347">(略) ⑥燃料被覆管障壁<u>もしくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁<u>もしくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (略)</td> <td data-bbox="810 1054 981 1347">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略) ⑥燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (略)	(略)	<p>(別添2) 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて (中略) 2. ナトリウム冷却型高速炉 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1028 911 1751 1347"> <tr> <td data-bbox="1028 911 1581 1054">警戒事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1581 911 1751 1054">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1028 1054 1581 1347">(略) ⑥燃料被覆管障壁<u>若しくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁<u>若しくは</u>原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> <td data-bbox="1581 1054 1751 1347">(略)</td> </tr> </table>	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	(略) ⑥燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要										
(略) ⑥燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>もしくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (略)	(略)										
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要										
(略) ⑥燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、又は、燃料被覆管障壁 <u>若しくは</u> 原子炉冷却系障壁が喪失すること。	(略)										

頁	修正前	修正後	修正理由
102	用語集 UPZ （緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone）	用語集 UPZ （緊急防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone）	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化
102	用語集 UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、 <u>環境モニタリング</u> 等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね30Km」とされる。 （略）	用語集 UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、 <u>環境放射線モニタリング</u> 等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね30Km」とされる。 （略）	原子力災害対策指針にあわせた記載の適正化